

## 平成25年度第1回教育研究評議会 議事要旨

**日時** 平成25年4月3日(水) 15時57分開会

**場所** 第1会議室

**出席者** 15名

山本学長, 和田理事(総務・財務担当副学長), 大矢理事(教育担当副学長), 奥田副学長, 鈴木評議員(言語センター長), 平沢評議員(情報処理センター長), 穴沢評議員(国際交流センター長), 坂柳評議員(商学科長), 林評議員(企業法学科長), 持田評議員(社会情報学科長), 金評議員(現代商学専攻長), プラート評議員(商学科教授), 石黒評議員(企業法学科教授), 中村(隆)評議員(社会情報学科教授), 上野評議員(一般教育系教授)

**公欠者** 7名

李評議員(ビジネス創造センター長), 籾本評議員(アントレプレナーシップ専攻長), 松家評議員(経済学科長), 八木評議員(一般教育系学科主任), 横田評議員(経済学科教授), 山本(久)評議員(言語センター教授), 瀬戸評議員(アントレプレナーシップ専攻教授)

**欠席者** 0名

議事に先立ち, 事前に配付している前回(3月21日)開催の平成24年度第23回教育研究評議会の議事要旨の確認が行われた。

### 審議事項

#### 1. 国立大学法人小樽商科大学学長選考会議委員の選出について

山本学長から, 国立大学法人小樽商科大学学長選考会議委員の選出について, 提案があった。

##### 【山本学長提案要旨】

- ・小田 福男 前学長選考会議委員の任期が, 平成25年3月31日をもって満了したことに伴い, 後任の委員について, 本学学長選考会議規程第2条第2号の規定に基づき, 評議会の評議員から選出することにしたい。
- ・選出の対象者となるのは, 評議会の構成員のうち, 学長, 2名の理事, 副学長及び現学長選考会議委員の鈴木教授と持田教授を除いた17名になる。
- ・委員の任期につきましては, 評議員としての任期と同一となる。
- ・選出方法は, 慣例により投票により, 選出することにしたい。

##### 【投票の方法】

- ①単記無記名投票により, 得票多数の者を学長選考会議委員として選出する。
- ②得票が同数の場合は, 得票同数の者についての再投票を行う。
- ③再投票を行った結果, 再度, 得票が同数になった場合は, 年長者を委員として選出する。

④開票の立会いについては、金現代商学専攻長に依頼する。

審議の結果、原案どおり承認された。

続いて、投票が行われ、投票の結果、得票多数の石黒評議員が選出された。

## 2. 国立大学法人小樽商科大学名誉教授の称号授与について

鈴木前称号授与審査委員会委員長から、国立大学法人小樽商科大学名誉教授の称号授与について、審議資料2に基づき、提案があった。

### 【鈴木称号授与審査委員会委員長提案要旨】

- ・本件については、本年3月31日をもって退職された教授について、本学「名誉教授に関する規程」に基づく、名誉教授の称号の授与を提案するものである。
- ・規程による選考基準では、「本学の専任教授として20年以上勤務し、教育上又は学術上特に功績のあった者」であり、手続きについては、同規程により「称号授与審査委員会で原案を作成し、教育研究評議会において行う」と定められている。
- ・去る3月13日に、称号授与審査委員会を開催し、選考基準に基づく審査を行ったところ、審議資料2に掲載の次の7名に名誉教授の称号を授与することが適当であるとの原案を得た。

### 【名誉教授の称号授与対象者】

- ・ 鶴沢 秀 元 経済学科教授
- ・ 兼岩 龍二 元 一般教育系教授
- ・ 君羅 久則 元 言語センター教授
- ・ 杉村 泰教 元 言語センター教授
- ・ 高井 收 元 言語センター教授
- ・ 花田 功一 元 経済学科教授
- ・ 結城洋一郎 元 企業法学科教授
- ・ このため、以上7名の元教授に名誉教授の称号を授与することを提案するものである。

続いて、審議が行われ、原案どおり、名誉教授の称号を授与することが承認された。

承認後、山本学長から、7名の元教授に対して平成25年4月3日付けで名誉教授の称号を授与する旨、発言があった。

## 3. 国立大学法人小樽商科大学特認名誉教授の称号付与について

鈴木前称号授与審査委員会委員長から、国立大学法人小樽商科大学特認名誉教授の称号付与について、審議資料3に基づき、提案があった。

### 【鈴木称号授与審査委員会委員長】

- ・本件については、本年3月31日付けで退職された 宝福 則子 元一般教育系教授及び 中村 秀雄 元アントレプレナーシップ専攻教授の特認名誉教授の称号付与について、それぞれ一般教育系学科主任及びアントレプレナーシップ専攻長より推薦があったの

で、3月13日に第5回称号授与審査委員会を開催し、両名について、特認名誉教授の称号付与に関する規程第3条に基づき、第2条に定める称号付与の基準により審査を行い、特認名誉教授の称号付与候補者の原案を作成したので、審議願うものである。

- ・審議に先立ち、特認名誉教授の称号付与基準等について、補足説明をさせていただきたい。

- ・特認名誉教授の称号付与に関する規程第2条第1項では、称号付与の基準について定めており、本学の専任教授として在職した者で「教育上又は学術上の功績が認められるもの」又は「本学の地域貢献活動の発展に相当な貢献が認められるもの」のいずれかに該当するものに対し付与することができる」とされているが、具体的な基準を明確にするため、委員会で検討の上、「特認名誉教授の称号の付与基準等に関する申合せ」を策定した。

- ・申合せでは、3つの基準を設定し、一つ目は、「本学名誉教授に関する規程を準用して計算した勤務年数が、18年以上20年未満の者を称号付与の対象者とする。」というものである。二つ目は、「本学の理事、副学長、アントレプレナーシップ専攻長のいずれかの役職を1期以上務めた者及び保健管理センター所長、言語センター長、ビジネス創造センター長、情報処理センター長、国際交流センター長、現代商学専攻長のいずれかの役職を通算して2期以上務めた者についても称号付与の審査の対象者とする。」というものである。三つ目は、「名誉教授に関する規程を準用して計算した勤務年数が原則として10年以上の者で、教育上、学術上又は地域貢献活動に相当な功績が認められる者については、称号付与の審査の対象者とする。」というものである。

- ・学科長等は、以上の3つの基準の内のいずれかにより、特認名誉教授の候補者を推薦できるものとした。

#### (1) 宝福 則子 氏に対する特認名誉教授の称号付与について

- ・審議資料3-1にあるとおり、宝福 則子 氏は、平成2年4月に本学の短期大学部助教授として採用された後、平成10年10月に商学部教授に昇任され、本年（平成25年）3月まで、23年間勤務された。

- ・宝福 則子 氏の実際の勤務年数23年について、国立大学法人小樽商科大学名誉教授に関する規程を準用した計算した勤務年数は、18年6月となり、申合せにある勤務年数が18年以上20年未満に該当する。

- ・特認名誉教授の称号付与に関する規程第2条第1号の教育・研究上の功績が認められるため、同氏に対して、特認名誉教授の称号を付与することを提案するものである。

続いて、審議が行われ、原案どおり、特認名誉教授の称号を付与することが承認された。承認後、山本学長から、宝福 則子 氏に対して平成25年4月3日付けで特認名誉教授の称号を付与する旨、発言があった。

#### (2) 中村 秀雄 氏に対する特認名誉教授の称号付与について

- ・審議資料3-2にあるとおり、中村 秀雄 氏は、平成13年4月に本学の商学部教授に採用された後、平成16年4月に大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻に異動され、本年（平成25年）3月まで、12年間教授として勤務されており、所

定の勤務年数10年以上を満たしている。

・教育上、学術上又は地域貢献活動に相当な功績の概要につきましては、アントレプレナーシップ専攻長から、その事由があげられており、教育上の功績としては、「学部学生に実学の一環として国際取引の実務を行わせ、種々の商大グッズを開発したこと。」があげられている。研究上の功績としては、「『国際商取引契約 英国法に基づく分析』（有斐閣2004年）により、大隅法学研究奨励基金第10回「大隅健一郎賞」を授賞された外、単著3冊、共著3冊、論文多数を執筆していること。」があげられている。地域貢献活動については、「複数の共同研究、受託研究の実績の外、講演会、審議会・委員会、外部委員等の社会貢献活動が多数であること」があげられている。

・以上の功績により、特認名誉教授の称号付与に関する規程第2条第1号の教育・研究上の功績が認められるため、同氏に対して、特認名誉教授の称号を付与することを提案するものである。

続いて、審議が行われ、原案どおり、特認名誉教授の称号を付与することが承認された。承認後、山本学長から、中村 秀雄 氏に対して平成25年4月3日付けで特認名誉教授の称号を付与する旨、発言があった。

### 3. その他

評議員より、今年度から教員の文献複写料や文献郵送料については、大学側の経費負担になっているが、特に文献郵送料については費用が嵩む可能性がある旨、意見が出された。

山本学長から、文献郵送料については、昨年度の実績を踏まえて大学側の経費負担としたが、今年度の実績を注視することにしたい旨、発言があった。

### 次回の会議日程

次回の教育研究評議会は、4月17日（水）に開催する予定である。

以 上